

イヌナキンのイラスト【有償】使用の手続きについて

本書は、泉佐野市公式キャラクター「一生犬鳴イヌナキン」「ゆるナキン」のイラストを有償で使用する
場合の手続きの流れについてご案内するものです。

1. 提出書類

イラストの無償使用を希望される場合は、以下の書類をご提出ください。

- ①「イヌナキン」デザイン等有償使用申請書（別添様式第2号）
- ②イラスト等利用状況が分かる書類
※製作物の企画書・完成イメージが分かるデザイン案、サンプル等
- ③会社概要または事業の内容が分かる書類
※会社案内、パンフレット、事業説明資料等

2. 申請方法

申請書類は、以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ・郵便
- ・持参
- ・メール

3. 手続きの流れ

【STEP 1】申請（利用者）

有償使用の申請にあたっては、事前に泉佐野市まちの活性課へ連絡・相談を行ってください。

事前相談後、利用許諾申請に必要な書類をすべてご用意の上、泉佐野市まちの活性課へご提出ください。

※申請には実際に使用予定のイヌナキン・ゆるナキンのイラストを用いた具体的なデザイン案画像の添付が必要です。

※申請書は、別添（様式第1号）「イヌナキン」デザイン等有償使用申請書をダウンロードしてください。

【STEP 2】書類確認・デザイン監修（泉佐野市）

提出された申請書類及びデザイン案について、内容確認および監修を行い、イラストの可否を審査します。

審査機関の目安：2週間～1か月程度

【STEP 3】 契約書の締結・デザイン料の納入（利用者・泉佐野市）

審査の結果、使用を認める場合は、(様式第3号)「イヌナキン」デザイン等商品等使用許諾契約書を取り交わします。

あわせて、泉佐野市が指定する方法により、デザイン料を納入してください。

<デザイン料の算出方法>

- 販売価格（税抜） × 3% × 製造個数

※販売価格やサービス価格が設定されていない場合は、別途協議となります。

※契約書の締結およびデザイン料の納入が完了した時点で、イラストの使用が可能となります。

【STEP 4】 許諾後の対応（利用者）

市況許諾通知書が届いた後は、以下の対応を行ってください。

1. 許諾書に記載されている許諾番号を製作物に表示する。
2. 完成後、泉佐野市へ完成品の写真（2点）またはサンプルを提出
 - ・全体が分かる写真
 - ・クレジット表記部分が分かる写真

上記対応完了後、イヌナキンのイラストを使用した製作物が利用可能となります。

4. 利用にあたっての注意事項

イラストの利用にあたっては、契約書の内容を遵守してください。

(1) クレジット表記について

製作物には、泉佐野市の著作権表示と許諾番号を組み合わせた、以下のクレジット表記を原則として表示してください。

<表記例>

©ゆでたまご/泉佐野市

泉佐野市公式キャラクター

一生犬鳴イヌナキン#〇〇〇

(2) 証紙（シール）の表示について

クレジット表記とは別に、泉佐野市が発行する証紙を商品に表示する必要があります。

証紙の表示方法は、以下のいずれかとなります。

- 泉佐野市が発行する証紙（シール）を商品に貼付する
- 商品タグ等に証紙を印刷する

5. 利用にあたっての注意事項

- Q. デザインを一部変更した場合や、販売期間の延長、追加で生産する場合はどうすればよいですか？
- A. 当初に契約・許諾を受けた内容から変更が生じる場合（**販売期間の延長、追加生産、デザインの変更等**）は、内容の軽微・重大を問わず、（様式第 9 号）使用内容変更申請書の提出が必要となります。必ず事前にご相談・申請を行ってください。

※記載内容は、制度改正等により変更となる場合があります。最新情報は泉佐野市公式ホームページをご確認ください。